

南部町子ども医療費給付条例

平成30年6月7日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援の充実のため、子どもに係る医療費の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上と健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から小学校就学の始期に達するまでの者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。以下「乳幼児」という。）及び小学校就学の始期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者で、現に子どもの生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「子ども医療費」とは、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するために、その保護者に対して支給する給付金をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(給付の対象者)

第3条 子ども医療費の給付は、本町に住所を有し、かつ、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子どもの保護者（規則で定める特別の理由により子どもに係る医療費を支払うことが困難であると町長が認めた場合を除き、その者の前年（1月から7月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあつては、

前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない子どもでその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別表に定める額以上の者は除く。)に対しこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の適用(停止中を除く。)を受けている者

(2) 児童福祉施設、障害者支援施設等の入所している者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者

(3) 児童福祉法に規定する里親に委託されている者又は小規模住居型児童養育事業を行う者

(4) 南部町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成18年条例第125号)の規定により医療費の給付を受けている者

(申請及び認定)

第4条 前条に規定する要件に該当する者は、子ども医療費の給付を受けようとするときは、町長に対し規則に定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し子ども医療費を給付する。

(受給資格証)

第5条 町長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格者が監護する子ども(以下「給付対象者」という。)が病院、診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)で医療の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

(給付対象額)

第6条 子ども医療費の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額から、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額(高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」とい

う。)が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する給付対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額及び南部町乳幼児医療費給付条例(平成18年条例第124号)第6条ただし書により給付対象額から控除された額とする。ただし、法令又は他の施策に基づいて国又は地方公共団体が行う医療費の給付等を受けられる部分以外の医療費とし、第三者の行為による傷病に係る医療費及び保険給付の対象とならない医療費、入院証明書料、差額ベット料等を除く。

(子ども医療費の給付方法等)

第7条 子ども医療費は、子どもが医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療保険各法の規定に基づく一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該受給者に対し子ども医療費を支払うものとする。

3 第1項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費の支払があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、第4条に規定する申請の内容に変更を生じたとき、又は医療の給付の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、子ども医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けた者があるときは、その者から、その給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子ども医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供しては

ならない。

(報告)

第12条 町長は、子ども医療費の給付に関し必要があると認めるときは、保護者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、南部町子ども医療費助成要綱（平成27年健福要綱第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日から、新たに給付の対象となる者に係る受給資格の認定申請の手続その他必要な準備行為は、公布の日から施行する。

(南部町個人番号の利用に関する条例の一部改正)

4 南部町個人番号の利用に関する条例（平成27年南部町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「南部町子ども医療費助成要綱による子ども医療費助成」を「南部町子ども医療費給付条例による子ども医療費給付」に改める。

別表（第3条関係）

扶養親族等又は子どもの数（人）	所得額（円）
0	5,320,000
1	5,700,000
2	6,080,000
3	6,460,000
4	6,840,000
5	7,220,000

備考

1 扶養親族等又は子どもの数が5人を超える場合の限度額は、扶養親族等又

は子どもの数が5人の場合の所得額に扶養親族等又は子どもの数が1人増すごとに38万円を加算した額とする。

2 所得税法に規定する同一生計配偶者のうち70歳以上の者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）がある者についての限度額は、上記の金額に次の額を加算した額とする。

(1) 同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(2) 特定扶養親族等1人につき15万円